

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号の二及び第三号の二の規定に基づき、同項第一号の二及び第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域を次のように定め、令和七年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

- 一 電波法施行規則（以下「施行規則」という。）第十五条の二第二項第一号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがある地域は、別表第一の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。
- 二 施行規則第十五条の二第二項第三号の二の表の下欄に規定する二、三〇〇MHzを超え二、四〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する公共業務用無線局及び三、四〇〇MHzを超え四、二〇〇MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与える

おそれがある地域は、別表第二の左欄に掲げる周波数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

別表第一

周波数	都道府県
2,330MHz を超え 2,370MHz 以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHz を超え 3,600MHz 以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県
3,600MHz を超え 4,100MHz 以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県

別表第二

周波数	都道府県
2,330MHz を超え 2,370MHz 以下	北海道、長崎県、鹿児島県及び沖縄県
3,400MHz を超え 3,600MHz 以下	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び沖縄県